

## 2 かごしまブランド団体認定要領

[かごしまブランド推進本部]

(目的)

第1条 本要領は、「かごしまブランド産品」(以下「ブランド産品」という。)の生産者団体等を「かごしまブランド団体」(以下「ブランド団体」という。)として認定するに際して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブランド産品

鹿児島県内で生産(栽培)、飼養、加工される農畜産物で、かごしまブランド推進本部長(以下「推進本部長」という。)が、別に定める「かごしまブランド産品指定基準」に基づき指定したものをいう。

なお、指定したブランド産品は別表のとおりとする。

(2) 生産者団体等

農業協同組合等集出荷団体、集出荷事業者、卸売事業者又は第4号に掲げる作目別協議会の構成員で、原則として、県内に事業所を有するものをいう。

(3) かごしまブランド団体

ブランド産品を生産(栽培)、飼養、加工又は出荷・販売(以下「生産・出荷等」という。)している団体であって、第2号に定める生産者団体等のうち推進本部長が認定したものをいう。

(4) 作目別協議会

各作目の振興を目的とする、鹿児島県園芸振興協議会、鹿児島県茶業会議所、鹿児島県黒牛黒豚銘柄販売促進協議会、鹿児島県黒豚生産者協議会、鹿児島県地鶏振興協議会、鹿児島県米・麦等対策協議会のことをいう。

(認定基準)

第3条 推進本部長は、前条第3号で定めるブランド団体を認定するに当たって、その認定基準を定め、公表するものとする。

2 認定基準は、作目別協議会等が作成するものとする。

(認定の申請)

第4条 推進本部長は、毎年度期間を定めるなどして、ブランド団体の認定申請を受け付けるものとする。

2 ブランド団体の認定を受けようとする生産者団体等(以下「申請者」という。)は、かごしまブランド団体認定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を関係地域推進本部長等を経由して推進本部長に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) かごしまブランド団体認定申請調書(別記第2号様式)

(2) その他、推進本部長又は作目別協議会等が必要と認める書類

(認定の審査)

第5条 推進本部長は、野菜、花き又は果物以外の認定審査をかごしまブランド団体認定審査依頼書(別記第3号様式)により、関係する作目別協議会に依頼することができるものとする。

2 審査は、第3条に定める認定基準に基づいて行うものとする。

3 推進本部長と関係する作目別協議会は、申請者に対し審査に当たって必要な資料の提出を求めることができるものとする。

4 関係する作目別協議会は、審査後、かごしまブランド団体認定審査結果報告書(別記第4号様式)により、推進本部長に審査結果を報告するものとする。

(認定)

第6条 推進本部長は、申請者の認定が適当と認めるときは、ブランド団体として認定するものとする。ただし、かごしまブランド産品指定基準に定める「かごしま茶」については、銘柄を認定するものとする。

- 2 認定期間は、原則、認定を決定した年度から5年間とするものとする。
- 3 引き続き認定（以下「再認定」という。）を希望するブランド団体は、認定期間が満了する年度の12月末までに第4条第2項及び同条第3項に定める書類を提出するものとする。

（認定証の交付）

第7条 推進本部長は、前条の認定を行ったときは、申請者に対して、かごしまブランド団体認定通知書（別記第5号様式）及びかごしまブランド団体認定証（別記第6号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（内容の変更）

第8条 ブランド団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、ブランド団体認定変更届出書（別記第7号様式）を、速やかに推進本部長に提出するものとする。

- （1）ブランド団体の名称を変更したとき
- （2）ブランド製品の生産（栽培）、飼養、加工又は出荷・販売のいずれかの活動を変更したとき
- （3）ブランド製品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき
- （4）その他申請書記載事項等に変更が生じたとき

（認定の取り消し）

第9条 推進本部長は、ブランド団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができるものとする。

- （1）ブランド団体としての維持が困難になったと認められる場合
  - （2）故意に消費者の信頼を損ねる行為があったと認められる場合
  - （3）かごしまの農林水産物認証等の取得を更新しなかった場合
- 2 推進本部長は、認定の取り消しを行ったときは、ブランド団体取消通知書（別記第8号様式）をブランド団体に通知するものとする。
  - 3 ブランド団体が自ら認定を辞退する場合は、ブランド団体認定辞退届出書（別記第9号様式）を推進本部長に提出するものとする。

（生産販売実績）

第10条 ブランド団体は、毎年度、ブランド製品の販売が終了してから3か月以内に、ブランド団体生産販売実績報告書（別記第10号様式。以下「実績報告書」という。）を、関係地域推進本部長等を経由して推進本部長に提出するものとする。

- 2 実績書は、次の書類を添付するものとする。
  - （1）かごしまブランド生産販売実績調書（別記第11号様式）
  - （2）その他、推進本部長又は作目別協議会が必要と認める書類

（実績報告書の審査）

第11条 地域推進本部長等は、前条の提出があった場合、ブランド団体の実績の審査を行うものとする。

- 2 地域推進本部長等は、実績報告書その他必要な事項について審査を行い、その結果を推進本部長に報告するものとする。
- 3 ブランド団体は、円滑な審査に協力するものとする。

（助言）

第12条 推進本部長は、前条第2項の報告を受け、改善が必要と認める場合は、当該ブランド団体に対して、適切な助言を行うものとする。

- 2 助言を受けたブランド団体は、改善に向けた取組を講ずるものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、かごしまブランド推進本部長が別に定める。

附 則

本要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

本要領は、令和元年6月13日から施行する。

附 則

従前の「かごしまブランド産地指定要領」に基づいて指定された産地の生産者団体等のうち、指定期間が2019年5月までに満了しないものについては、推進本部長が別に定める「かごしまブランド制度移行届出書（別記第12号様式）」を書面で提出することをもって、当該指定期間が満了するまでの間は本要領により認定されたものとみなす。

附 則

本要領は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

本要領は、令和8年3月31日から施行する。

## 【別表】

## かごしまブランド産品一覧

区分	かごしまブランド産品名
野菜	かごしまのかぼちゃ, かごしまのピーマン, かごしまのきゅうり, かごしまのにがうり, かごしまのオクラ, かごしまのいちご, かごしまのなす, かごしまのトマト, かごしまのミニトマト, かごしまの青パパイア, かごしまのそらまめ, かごしまの実えんどう, かごしまのスナップえんどう, かごしまのさやいんげん, かごしまのさやえんどう, かごしまのばれいしょ, かごしまのさつまいも, かごしまのごぼう, かごしまのにんじん, かごしまのさといも, かごしまのだいこん, かごしまのらっきょう, かごしまの根深ねぎ, かごしまのはくさい, かごしまのキャベツ, かごしまのブロッコリー, かごしまのこまつな
花き	かごしまのキク, かごしまのユリ, かごしまのレザーリーフファン, かごしまのグラジオラス, かごしまのソリダゴ, かごしまのフェニックス・ロベレニー
果物	かごしまのたんかん, かごしまのきんかん, かごしまの大將季, かごしまの紅甘夏, かごしまのマンゴー, かごしまのパッションフルーツ, 辺塚だいだい (G I), 桜島小みかん (G I)
お茶	かごしま茶
牛肉	鹿児島黒牛 (G I)
豚肉	かごしま黒豚
鶏肉	かごしま地鶏
米	かごしまの米